

12 脱炭素社会の実現

1 温室効果ガス排出量削減目標の引上げ

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

国の次期エネルギー基本計画策定及び地球温暖化対策計画改定の検討に当たり、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定する際には、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体がオールジャパンで取組を加速できるよう、現行の目標を上回る野心的な目標を設定するとともに、目標達成に向けた具体的な道筋となるロードマップを示すこと。

◆現状・課題

パリ協定に基づく国としての削減目標の提出期限である2025年に向けて、今後、国において目標見直しの検討が始まると考える。

現行の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標について「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す」としているが、本県を含め、多くの自治体が目標としている50%削減より低い水準となっている。

脱炭素社会の実現のためには、国が野心的な目標を掲げるとともに、目標達成に向けたロードマップを示すことにより、事業者や国民の自主的かつ計画的な取組を促すことが重要である。

◆実現による効果

国が野心的な目標とロードマップを掲げることにより、各主体の脱炭素化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

2 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

(1) 国の地球温暖化対策計画では「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す」とされているが、目標達成に向けた具体的な施策が示されていないため、計画改定の検討に当たり、設置の義務化も含め、効果的な施策を検討した上で、ロードマップを示すこと。

◆現状・課題

建築物省エネ法が令和4年6月に改正されたことによって、促進区域制度が創設され、建築士による再エネ導入効果の説明義務や建築主の設置努力義務などが区域内に適用されることになったが、2050年脱炭素社会を実現するためには、更なる対策強化が必要である。国の地球温暖化対策計画では、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置さ

れていることが一般的となることを目指すとともに、2030年においては新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すとしている。

しかし、2022年の新設住宅着工件数は約86万件（国土交通省「建築着工統計調査」）であるのに対して、2022年の住宅用太陽光発電設備の導入件数（FIT新規導入件数）は、新設住宅・既存住宅を合わせても約19万件にとどまっているのが現状である。

国の検討会の取りまとめ結果（令和3年8月 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方）では、省エネ基準の段階的な引上げなどに加えて、太陽光発電の設置義務化も選択肢の一つとして検討すべきことが提案されているが、以後は検討が進んでいない。

太陽光発電の設置義務化については、現在、一部の地方自治体が独自措置を講じているが、地球温暖化対策に係る枠組みや規制の在り方は、本来的には国において対処されるべき課題である。

こうしたことから、2030年に向けて新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置させる目標の達成に向けて、義務化を含め、効果的な施策を検討し、取組を加速させる必要がある。

◆実現による効果

建築物への太陽光発電設備の設置が促進される。

（神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室）

(2) 太陽光発電等の再エネ電力を最大限活用するため、**地域間連系線や地域内の送電容量の増強などの基盤整備**を進めるとともに、「**出力制御対策パッケージ**」を実現するための効果的な施策を早急に実施すること。

◆現状・課題

太陽光発電等の再エネ出力制御については、九州エリアを発端として、東京エリアを除く各エリアで実施され、2023年は過去最多となった。

また、東京エリアにおいても2024年4月以降、系統混雑時に出力制御の運用を開始することとされており、今後の再生可能エネルギーの導入拡大の妨げとなることが懸念される。

こうしたことから、送電網や蓄電池などの普及が急務となっているほか、再エネ導入の妨げにならないよう、制御量を可能な限り抑制することが不可欠である。

現在、再エネの主力電源化と系統増強による電力ネットワークの強靭化に向けて、電力広域的運営推進機関が「広域連系系統のマスターープラン」を策定し、地域間連系線の増強や送電容量確保のための地内基幹系統の整備などを計画している。

また、国においては「出力制御対策パッケージ」を2023年に取りまとめ、包括的な対策を講じることとしている。具体的には需要面において、蓄電池の導入支援や出力制御時間帯の需要家の行動変容・再エネ利用のほか、供給面では火力発電の最低出力の引下げや再エネが優先的に活用される仕組みを措置することとしているが、出力制御の抑制や再エネの更なる導入に向けて、効果的な施策を早急に実施する必要がある。

◆実現による効果

出力制御が抑制され、再エネ電力の最大限の活用が図られる。

（神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室）

- (3) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及び建築事業者等が有するZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠である。令和5年11月に資源エネルギー庁から「市町村別発電・需要実績」の提供が開始されたが、再生可能エネルギーの導入状況を把握するための設備容量の情報はなく、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電やコーポレート・ソーラー、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは未だ開示されていない。

また、国の補助やBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認証を受けていないZEBの建築実績の情報は、建築事業者等から開示されていない。

そこで、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

（神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室）

3 電気自動車（EV）の更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省

住民の多くが集合住宅に居住する都市部においてEVを普及させるため、集合住宅へのEV充電設備の導入に向けた取組を推進すること。また、EVの利便性の向上のため、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を広げることで、EV急速充電設備整備に対する支援を拡充すること。

◆現状・課題

集合住宅へのEV充電設備設置については、費用負担の課題に加え、管理組合の情報不足や住民の合意形成の難しさ等が導入の課題となっている。

そのため、費用負担を極力抑えるための財政的支援に加え、EV充電設備の導入が進むような制度設計や仕組みづくりが必要である。

また、今後、EVが普及していくことで充電渋滞が起こりやすくなることが懸念される。

そこで、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を、例えば国道に面した公園等、一定程度の利用量が見込める場所に広げることで、EV急速充電設備の整備を進める必要がある。

◆実現による効果

都市部におけるEVの普及促進につながる。

充電渋滞が緩和又は解消されるとともに、目につきやすい場所にEV充電設備の設置が進むことで、充電への不安が解消され、EVの普及促進につながる。

（神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室）

4 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、「水素基本戦略」で示された数値目標を着実に達成するための具体的な取組について、ロードマップを示すこと。

また、新たな水素関連技術の開発や実証、既に社会実装されている技術等の積極的な導入に取り組む企業への支援をはじめ、水素ステーションの整備促進など、**水素利活用拡大のための取組**を推進すること。

◆現状・課題

国は、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、2030年に水素の導入量を最大300万トン／年に加えて、2030年までに国内外における日本関連企業の水電解装置の導入量を15GW程度とすることや、燃料電池自動車は乗用車換算で80万台程度の普及、水素ステーションは1,000基程度の整備といった、様々な数値目標を掲げている。一方で、水素基本戦略と一体のものとして、水素社会実現に向けた方針を示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」は平成31年3月策定から現在まで改定されていないことから、各種数値目標の達成と水素社会の実現に向け、実施すべき施策を明確にした上で早急にロードマップを改定する必要がある。

また、水素は発電、燃料電池、熱・原料利用など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の商用化に必要な技術の開発や実証には多額の資金が必要となることから、民間企業の投資を最大限促進するため、財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の改定と民間企業への財政的支援をすることで、水素社会の実現に向けた数値目標の着実な達成につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

5 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、**火力発電の脱炭素化に向けた支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。**

◆現状・課題

火力発電は、東日本大震災以降の電力の安定供給や災害時等における電力レジリエンスを支えてきた重要な供給力であり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が進む中で、当面はその変動性を補う調整力・供給力としての役割を担っている。

一方で、2023年に開催されたCOP28の成果文書には、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の廃止が明記されたことから、火力発電の脱炭素化を加速させていく必要がある。国は、第6次エネルギー基本計画において、脱炭素型の火力発電への置き換えに向け、

アンモニア・水素の脱炭素燃料の混焼等に取り組むとしているが、実用化に向けて支援策を講じる必要がある。

また、こうした国のエネルギー施策については、NGOや国際社会からは、化石燃料の延命につながるなどの懸念が示されているため、エネルギーの安全保障や安定供給の観点を踏まえ、国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧な説明を行う必要がある。

◆実現による効果

脱炭素社会の実現に向けた我が国のエネルギー施策について、国民や国際社会等の理解を十分に得ることで、脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

6 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算確保・要件緩和

【提案内容】

提出先 環境省

脱炭素社会の実現に向けて、地域からの脱炭素ドミノを生み出すため、**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特に重点対策加速化事業**について、より多くの地方自治体が活用できるよう**十分な予算を確保**するとともに、地域や設置する施設の実情に合わせた**柔軟な活用ができるよう要件緩和・運用改善**を図ること。

◆現状・課題

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で先行的な取組を実施するとともに、脱炭素先行地域だけでなく全国津々浦々で脱炭素の基盤となる重点対策を実施することで「脱炭素ドミノ」を起こし、2050年を待たずして、多くの地域で脱炭素を達成することを目指すとしている。

こうした目標の達成に向けて、国は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設し、脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業により支援を行っているが、「脱炭素ドミノ」を生み出すために、特に重点対策加速化事業について、より多くの地方自治体が活用できる十分な予算を確保する必要がある。

また、交付金の対象事業は太陽光発電などの再エネ設備の導入が中心となっているが、費用当たりのCO₂削減効果は再エネ設備の導入に劣るとしても、高額のために対策が進まない高効率換気空調設備の導入などの省エネ対策を積極的に評価する仕組みが必要である。

さらに、公共施設への太陽光発電設備導入について、PPA等に限るとされているが、自己資金で設置する場合に比べて負担する費用の総額が大きくなること、施設の使用許可手続が煩雑であること等から、自己資金での設置も対象とするなど、地域や設置する施設の実情に合わせ、柔軟に活用できる制度とする必要がある。

◆実現による効果

地方自治体の脱炭素化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

7 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

プラスチック削減のため、代替素材への転換等がより強力に促進されるよう、国が先導して必要な対策を講じるとともに、その対策の内容が消費者に伝わるよう、より分かりやすい情報発信をすること。併せて、プラスチック資源循環法の施行により、市町村は家庭から排出されるプラごみを分別収集することが必要となつたため、市町村の財政負担や、回収したプラごみのリサイクル先の確保に対して一層の支援を行うこと。

また、海岸漂着物対策に関する財源措置を継続するとともに、補助率を10割に復元すること。

さらに、内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援を行うこと。

加えて、国による海底ごみ及び漂流ごみ調査を継続して実施するとともに、相模湾を含め、調査範囲を拡大すること。

◆現状・課題

プラごみによる海洋汚染が世界的な問題となっている中、SDGsを進める本県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

宣言」を発表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロに向けた取組を進めてきた。

プラスチック使用製品の使用の合理化については、国の先導が不可欠であることに加え、プラスチック資源循環法が施行され、市町村に対して、家庭から出るプラごみの分別収集及び再商品化の努力義務が課されたが、収集体制の変更や収集量の増加、再商品化への対応等により、ごみ処理経費の大幅な増加が懸念される。

このため国は、特別交付税措置を講じているが、一部の財源措置にとどまることから、市町村に対する継続的かつ十分な財政支援が必要である。

さらに、市町村が分別収集したプラごみが行き場を失わないよう、当面、プラごみ発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、国が責任をもって対応する必要がある。

これまででもプラごみの海岸への流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物等地域対策推進事業の補助率が7割にとどまっていることや、近年の人件費の上昇などにより、清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

また、内陸域・河川においても、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流出に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等に対しても、十分な支援が必要である。

加えて、海底ごみ及び漂流ごみは、県域を越えて広域的に漂流している上、発生過程の実態は未解明な部分が多く、発生抑制施策を効果的に進めるためには、国が継続して調査を実施し、実態を把握することが不可欠である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、脱炭素につながるとともに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋に流出するプラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)